

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第13号 令和4年12月21日

専決第2号 令和5年1月11日

専決第13号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和4年12月21日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 相手車両が走行中の公用車に接触した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 16,371円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和4年7月20日(水)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町前田地内(県道豊田知立線)
 - (3) 事故経過 上記地内において、公用車が県道を走行中、脇道から左折し県道に進入してきた相手車両が公用車左側面に接触した。
- 4 相手方の損害の程度 相手車両前面右側の損傷
- 5 過失割合 みよし市10%、相手方90%

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年1月11日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 相手車両が徐行中の公用車に衝突した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 131,591円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和4年7月28日(木)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町湯ノ前地内(みよし市役所正面駐車場)
 - (3) 事故経過 上記地内において、公用車が市役所正面駐車場内を徐行中、駐車スペースから発進してきた相手車両が公用車左側面に衝突した。
- 4 相手方の損害の程度 相手車両前面の損傷
- 5 過失割合 みよし市30%、相手方70%